

静岡県告示第657号

農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第1240号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(事業の種類、補助率)</p> <p>第2条 前条に規定する農地及び農業用施設の災害復旧事業及びこれに要する経費の補助率は別表のとおりとする。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、国がその事業費の一部を間接に補助する農地及び農業用施設の災害復旧事業に限るものとする。</p>	<p>(事業の種類、補助率)</p> <p>第2条 前条の農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する経費（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「政令」という。）第9条第6号の規定により算定された金額を超えない部分に限る。以下「災害復旧事業費」という。）の補助率は別表のとおりとする。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、国がその事業費の一部を間接に補助する農地及び農業用施設の災害復旧事業に限るものとする。</p> <p><u>2 わさび田であつて知事が別に定めるものの災害復旧事業に要する経費（知事が別に定める経費のうち当該わさび田に係る災害復旧事業費を超える部分に限る。）の補助率は、2分の1以内とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表中「法附則及び特例法」を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項第2号」に、「当該災害復旧事業費」を「災害復旧事業費」に改め、「災害復旧事業費の10分の9」の次に「以内」を加える。

別記様式第1号別紙(1)を次のように改める。

別紙(1) (用紙 日本産業規格A 4 横型)

年度団体営災害復旧事業補助計画書

区分	所在地	事業主体	年災	工種	年度団体営災害復旧事業補助計画書														工事施行の状況	摘要			
					総事業費				前年度まで			本年度									翌年度以降		
					事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源						事業量	事業費	国庫補助金
							県費	市町費	その他費	計													
						円	円	%		円	円		円	円	円	円	円		円	円			

- (注) 1 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
 2 前年度の高率差額金がある場合には、本年度の国庫補助金の欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。
 3 高率差額金の算式は次によること。
 (前年度事業費×当該市町の補助率) - 前年度受領国庫補助金 = 前年度分の高率差額金

別記様式第3号別紙(1) 1 (注) 中「年災別、」の次に「農地又は」を加える。

別記様式第4号別紙(1)を次のように改める。

別紙(1) (用紙 日本産業規格A 4 横型)

年度団体営災害復旧事業補助成績書																								
区分	所在地	事業主体	費目	工種	総事業				前年度まで			本年度						翌年度以降			工事施行の状況		摘要	
					事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源				事業量	事業費	国庫補助金	請負又は直営の別		工期 年月日から 年月日まで
															県費	市町費	その他費	計						
			工事費		円	円	%	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円						
			わさび田助成分		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/						
			工事雑費																					
			事務雑費																					
			計																					
			工事費		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/						
			わさび田助成分		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/						
			工事雑費																					
			事務雑費																					
			計																					
			工事費		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/						
			わさび田助成分		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/						
			工事雑費																					
			事務雑費																					
			計																					

- (注) 1 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
- 2 計画と成績が相違する場合はその部分についてのみ計画を括弧書きで上段に記入すること。
- 3 摘要欄には、箇所別に検査を実施した者の職名及び氏名並びに検査年月日を記入すること。

別記様式第5号中「年度災害復旧事業費補助金請求書（概算払請求書）」を「年度災害復旧事業補助金請求書（概算払請求書）」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 令和2年4月1日前に発生した災害に係るわさび田の復旧に対する補助金については、なお従前の例による。